

中小企業を支援する「商工会」からのお知らせです。

商工会に加入している小規模事業者の皆様へ！

**マル経融資制度**をご利用下さい！

## マル経融資**3つ**の特長

**1 担保不要！**

**2 保証人不要！**

**3 特別利率！**

【申込の要件】

1. 商工会の経営指導を受けていること  
(原則6ヶ月以上)
2. 所得税、法人税、事業税等の義務納税額を全て  
完納していること
3. 商工業者であること  
(最近1年以上事業を行っている事業者)

※日本政策金融公庫の非融資対象業種等は対象外

### マル経融資制度(小規模事業者経営改善資金融資制度)概要

融資対象	常時使用する従業員が	●商業・サービス業：5人以下	の事業者
融資額		●製造業・建設業・その他：20人以下	
返済期間	運転資金 7年以内(据置1年以内) 設備資金 10年以内(据置2年以内)		
融資利率		<b>年1.45%(令和6年7月1日現在)</b>	
減免措置	新型コロナウイルス感染症の影響により売上が減少した小規模事業者の資金繰りを支援する為、 <b>別枠1,000万円</b> の範囲内で <b>当初3年間</b> 、通常の貸付金利から <b>△0.5%引下げる</b> 措置が設けられており、令和6年 <b>6月28日融資決定分まで</b> となっております。加えて、運転資金と設備資金の据置期間が <b>5年以内</b> に延長されております。詳しくは商工会担当者宛お早めにご相談ください。 なお、特別利子補給制度は令和4年9月30日をもちまして、取扱いが終了しております。		



商工会の「経営指導」と「融資の推薦」を受けた方が利用できる制度です。

「商工会は行きます・聞きます・提案します」  
マル経融資のお申込み、お問い合わせは

**利府松島商工会**

利府事務所  
利府町中央2丁目8-3  
TEL022-356-2124  
FAX022-356-6088

松島事務所  
松島町高城字浜1-27  
TEL022-354-3422  
FAX022-354-4054